



SCB

ニュース&トピックス

No.2026-54

(2026.9.11)

信金中金総研

主任研究員 大里 怜史

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

金融庁の令和9年度税制改正要望のポイント

—NISAの利便性向上や中小企業への資本性資金供給—

ポイント

- 金融庁は2026年8月31日、「令和9（2027）年度税制改正要望」を公表した。主な内容として、NISAにおける非課税保有限度額の当年中の復活やつみたて投資枠の要件整備、銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置、信託型ステーブルコインに関する税務手続の見直し、生命保険料控除の上乗せ措置の恒久化などが盛り込まれた。
- NISAでは、売却により空いた非課税保有限度額を当年中に再利用できるようにすることが要望された。現行では翌年に復活する仕組みであり、実現すれば、商品の入替えや資産配分の見直しがしやすくなる。
- 地域金融に関しては、銀行等の投資専門子会社から一定以上の出資を受けた中小企業について、税制上「みなし大企業」として中小企業向け税制の対象外となる取扱いの見直しが要望された。これにより、地域企業への資本性資金供給や事業再生・事業承継支援の後押しが期待される。
- 今回の要望は、大規模な制度拡張というより、既存制度の利便性向上や実務上の制約・事務負担の軽減が中心となっている。信用金庫においては、今後の制度化の動向を注視しつつ、顧客への情報提供、資産形成支援の充実に加え、地域企業支援に向けてはファンドや外部機関との連携も視野に入れた支援態勢の拡充が求められよう。

1. はじめに

各府省庁は毎年、翌年度の税制改正に向けた要望を公表する。令和9年度の税制改正要望も2026年8月末に出そろい、今後はこれらを踏まえて年末にかけて調整が進められる。通常は12月頃に「税制改正大綱」が取りまとめられ、その後、翌年の通常国会に関連法案が提出され、成立すれば、原則として翌年度から改正税制が施行される。本稿では、このうち金融庁の税制改正要望を取り上げ、その主な内容をみていく。

2. 金融庁の令和9年度税制改正要望の概要

金融庁が公表した令和9年度税制改正要望¹は、「資産運用立国」の推進、子育て世帯への支援、金融イノベーションの推進を柱としている。主な項目は、NISAの利便性向上、銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置、金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）、生命保険料控除の見直し、信託型ステーブルコインに関する税務手続の見直しなどである（図表1）。

¹ 詳細は財務省HP参照：

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2027/request/fsa/index.html

また、同日公表された令和9年度予算、機構・定員要求²では、地域金融力の強化、「強い経済」を実現する成長投資の促進、金融システムの信頼確保と利用者保護などに重点が置かれている。税制要望とあわせてみると、家計の資産形成、地域企業への成長資金供給、デジタル金融への対応を一体的に進めようとする方向性がうかがえる。

(図表1) 金融庁の令和9年度税制改正要望の主な内容

分野	主な要望	想定される効果
NISA	非課税保有限度額の当年中の復活、つみたて投資枠の対象要件の整備	商品入替えや資産配分見直しの円滑化
地域金融	銀行等の投資専門子会社による出資先企業の「みなし大企業」除外	事業再生・事業承継等に向けた資本性資金供給の後押し
金融所得課税	金融商品に係る損益通算範囲の拡大(デリバティブ取引、預貯金等)	投資家利便性の向上と多様な投資の促進
子育て応援	一般生命保険料控除枠への2万円上乗せ措置の恒久化	子育て世帯の保障確保に向けた税制面の支援
デジタル金融	信託型ステーブルコインに係る受益者別調書等の提出不要化などの手続見直し	発行・流通に伴う税務・事務負担の軽減

(備考) 金融庁「令和9(2027)年度税制改正要望について」より、信金中金総研作成

3. 主な税制改正要望

(1) NISAの利便性向上

新NISAでは、つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円の年間投資枠が設けられ、非課税保有限度額(NISAで非課税保有できる累計上限)は簿価ベースで1,800万円とされている。現行制度では、NISA口座で商品を売却した場合、その簿価分の非課税保有限度額は翌年に復活する仕組みであり、売却した年のうちには再利用できない。

これに対し、金融庁は非課税保有限度額の当年中の復活を要望した。実現すれば、市場環境やライフステージの変化に応じて商品の入替えや資産配分の見直しを行いやすくなり、ライフプランに沿った資産形成を進めやすくなると考えられる。

あわせて、つみたて投資枠における要件の整備等も要望された。対象商品の要件が見直される場合には、金融機関において商品ラインアップの検討が必要となるほか、顧客の知識・経験や資産形成目的に応じた説明の充実も求められよう。

(2) 地域企業への資本性資金供給

地域企業の事業再生や事業承継、成長投資においては、融資に加え、資本性資金の供給が重要となる。銀行等は投資専門子会社を通じ、一定の要件の下で、ベンチャー企業、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業会社などに出資することができる。

一方、投資専門子会社が中小企業に単独で2分の1以上、または他企業と合わせて3分の2以上を出資した場合、出資先が税制上の「みなし大企業」、すなわち大企業とみなされる扱いとなり、中小企業向け税制の対象外となることがある。金融庁は、こうした取扱いが資本性資金供給の制約となり得るとして、銀行等の投資専門子会社による出資先企業を「みなし大企業」から除外することを要望した。

² 詳細は金融庁HP参照：<https://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/9youkyuu.html>

実現すれば、出資先企業が中小企業向け税制を活用しやすくなり、事業再生や事業承継、事業転換に向けた資本金性資金供給の後押しが期待される。もっとも、制度の公平性や適用範囲の整理は今後の論点となろう。

（３）その他の要望（デジタル金融・子育て支援等）

デジタル金融分野では、信託型ステーブルコインに関し、受益者別調書や信託の計算書の提出を不要とするなど、税務・事務手続を見直すことが要望された。信託型ステーブルコインは、不特定多数の利用者の間で頻繁に移転するため、通常の信託を前提とした受益者把握や税務書類の作成が実務に合いにくい。今回の要望は、こうした実態に合わせて手続を簡素化し、発行・流通に伴う負担の軽減を図るものである。

また、子育て支援として、23歳未満の扶養親族を有する者について、一般生命保険料控除枠の所得控除限度額への2万円上乗せ措置を恒久化することが要望された。現行では、一般生命保険料控除の上限は4万円だが、23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分・令和9年分の所得税に限って6万円とする時限措置が設けられている。今回の要望は、この上乗せ措置を恒久化するものであり、子育て世帯の保障確保を税制面から支える狙いがある。

このほか、金融所得課税の一体化については、金融商品に係る損益通算範囲の拡大が引き続き要望された。デリバティブ取引や預貯金等を含めた損益通算が可能となれば、投資家の利便性向上や多様な投資の促進が期待される。

4. おわりに

今回の金融庁税制改正要望には、資産運用立国の推進等に向け、NISAの利便性向上や銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置のほか、信託型ステーブルコインに関する税務手続の見直し、生命保険料控除の上乗せ措置の恒久化などが盛り込まれた。

信用金庫にとっては、顧客の資産形成支援をより丁寧に進めるとともに、地域企業に対しては融資に加え、ファンドや外部機関との連携を通じて資本金性資金を含む多様な支援手法を検討していくことが重要になる。また、デジタル金融をめぐる制度整備の動きについても、中長期的な観点から注視が必要である。もっとも、これらは現時点では要望段階にとどまるため、今後の税制改正大綱や関連法令を確認しつつ、制度化の内容を踏まえた対応を検討していくことが求められよう。

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。